

2021 年度

# 地球温暖化対策計画書

## 1 指定地球温暖化対策事業者の概要

### (1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	文京区

### (2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		文京シビックセンター					
事業所の所在地		文京区春日一丁目16番21号					
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く	地方公務		
		産業分類名	地方公務				
	事業所の種類	主たる用途	事務所				
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	80,621.96 m <sup>2</sup>	基準年度	80,621.96 m <sup>2</sup>
			事務所	前年度末	52,041.96 m <sup>2</sup>	基準年度	52,041.96 m <sup>2</sup>
			情報通信	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			放送局	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			商業	前年度末	1,680.83 m <sup>2</sup>	基準年度	1,680.83 m <sup>2</sup>
			宿泊	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			教育	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			医療	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			文化	前年度末	14,356.93 m <sup>2</sup>	基準年度	14,356.93 m <sup>2</sup>
			物流	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			駐車場	前年度末	12,542.24 m <sup>2</sup>	基準年度	12,542.24 m <sup>2</sup>
工場その他上記以外	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>		
事業の概要		文京区シビックセンターの事業概要 ①区庁舎（消費生活センター、障害者会館等区民施設含む） ②都税事務所、郵便局等公共的機関 ③響きの森文京公会堂 ④その他（商工会議所、レストラン、喫茶ほか）					
敷地面積		12,516.00 m <sup>2</sup>					



(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	施設管理部施設管理課
	電 話 番 号 等	03-5803-1162
公表の 担当部署	名 称	施設管理部施設管理課
	電 話 番 号 等	03-5803-1162

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： <a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp">https://www.city.bunkyo.lg.jp</a>
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所： 文京シビックセンター21階施設管理課
		所在地： 文京区春日一丁目16番21号
		閲覧可能時間 午前8時30分～午後5時(土日曜、祝日、年末年始は除く)
	冊 子	冊子名：
入手方法：		
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1994 年 12 月 26 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

文京区は大都市の利便性と恵まれた生活環境の双方を兼ね備えており、これらは、世代を超えて人と環境の調和が図られてきた成果であり、この成果を未来の世代へ伝えていくことは私たちの義務と捉えている。

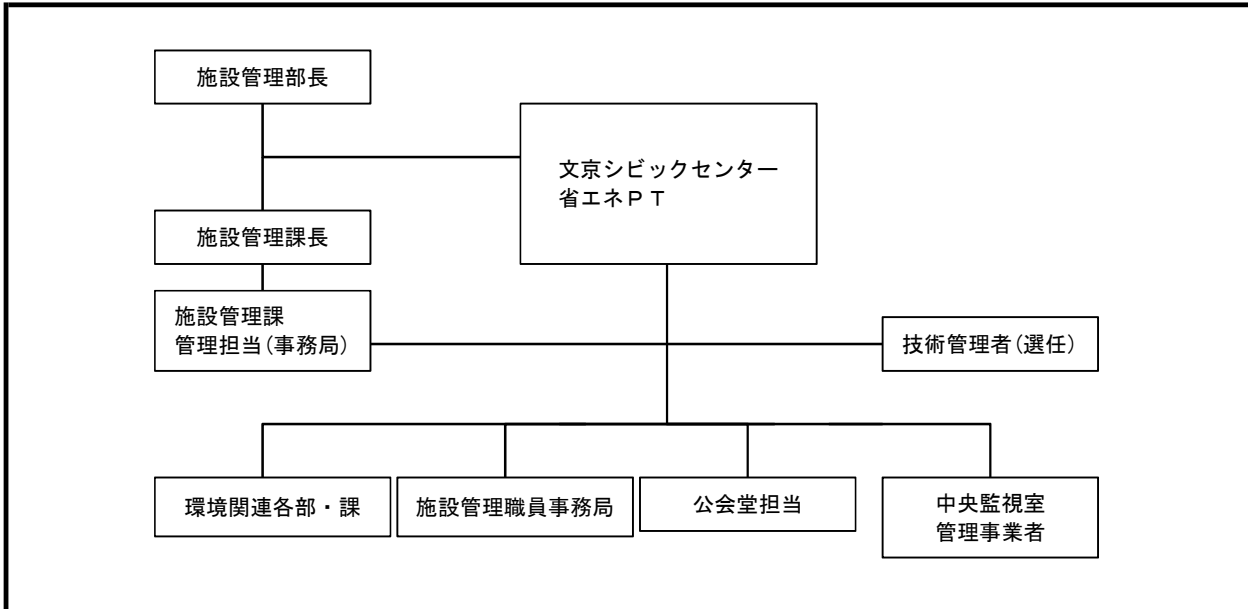
- ・地域における環境活動を支援する。
- ・緑や生物が生息、循環できる場を守り育てる。
- ・物資の再利用やごみの抑制など、できるかぎりの環境負荷を抑制した社会を実現する。
- ・環境負荷の少ないごみ処理方法を積極的に導入するなどにより、その開発を支援する。
- ・清掃関連施設を整備するなど、資源循環型社会への対応を図る。
- ・自然エネルギーなどの新技術の導入を図る。

以上の基本政策に基づき、地球温暖化対策を推進するため、区事務事業について、温室効果ガスの排出抑制のためのさまざまな取り組みや総排出の目標を定め、実施計画の点検・公表を行う。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

- ・再エネ100%電力の調達を検討中。
- ・太陽光パネル等、再エネ設備の導入を検討する。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	第2計画期間の実績CO2削減率は約21.4%であり、職員への省エネ啓発活動等を通じ省エネ意識も定着している。第3計画期間では引き続き省エネ運用とさらなる対策の検討により毎年22%以上の削減率を維持するとともに、省エネ機器の導入および省エネ機器への更新を行うことにより第3計画期間の削減義務率（27%）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排出に伴う二酸化炭素の排出量が主体となっている。節水型の水栓・便器を既に使用しており、トイレの節水対策は実施済みである。今後は、建物利用者に更なる節水を呼びかける。		
削減義務の概要	基準排出量	6,796 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	24,810 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	27%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2025 年度から 2029 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	竣工後27年が経過し大規模改修を行う時期を迎えている。省エネ・CO2排出量の削減による環境負荷の軽減も、大規模改修基本的視点の一つに定められており、機器の劣化による効率低下および建物運用に適した設備構成を考慮し、省エネ機器や高効率機器への更新を計画する。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に引き続き節水を行う。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO <sub>2</sub> )		4,635				
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )					
	メタン (CH <sub>4</sub> )					
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)					
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF <sub>6</sub> )					
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )					
上水・下水		14				
合計		4,649				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	57.5				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2002年度、2003年度、2004年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2020 年度から 2024 年度まで
---------------------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	削減義務期間合計	
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	6,796	6,796	6,796	6,796	6,796	33,980	
	削減義務率 (B)	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%		
	排出上限量 (C = Σ A-D)							24,810
	削減義務量 (D = Σ (A × B))							9,170
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	4,635					4,635	
	排出削減量 (F = A - E)	2,161					2,161	

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input checked="" type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	新型コロナウイルス感染症対応のため発令された緊急事態宣言の影響で、建物の稼働時間、施設利用者数等、前年と比較して大きく変動したため、2020年度の特定温室効果ガスの排出量は減少した。 また、運用による省エネが限界に近いところまで実施していることから外気温度とエネルギー使用量の相関性が高く、外気温度（外気エンタルピー）の変動による温室効果ガスの増減要因が大きい。毎月の省エネミーティングにおいて更なる運用による省エネ対策を継続して実施している。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
			【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】		
1	130100	13_空調機の管理	空調機の変風量制御	2010～2012年	変風量制御が実施可能な空調機の更新は終了
2	150200	15_照明設備の運用管理	高効率照明への更新	2010～2014年	LEDスタンドの導入と照明の間引きおよび照度の緩和を追加実施する。
3	130300	13_換気設備の運転管理	給排気ファンの運転時間の短縮	2012年	
4	110400	11_エネルギー使用量の管理	負荷持続曲線の解析による電力使用時間帯別の使用量管理	2012年～2014年	2015年以降は対策No. 8に統合
5	120200	12_冷凍機の効率管理	吸収式冷温水機および空冷チラーのCOP管理	2012年～2014年	2015年以降は対策No. 8に統合
6	410700	41_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	高効率照明への更新	2012年～	LED照明器具への更新
7	110200	11_主要設備等の保全管理	熱源機の冷温水温度調整、熱源の最適選択他	2013年～	管理標準に基づき、熱源機を中心とした日々のチューニング強化
8	110100	11_推進体制の整備	省エネ会議によるエネルギー使用量の共有他	2013年～	2010年から実施しているが、エネルギー使用量の共有、未消灯照明の管理およびその他省エネ運用を強化
9	130100	13_空調機の管理	ホール系空調機の外気導入量の削減	2015年～	バックヤード系統の空調機の外気導入量を調整
10	130300	13_換気設備の運転管理	機械室の給排気ファンの温度発停制御導入	2015年～	スケジュール発停制御の給排気ファンに対して温度発停制御を追加する
11	130100	13_空調機の管理	エントランス扉からの外気侵入量の削減	2016年～	外気温度が基準温度（夏季：30℃、冬季：10℃）になった場合、半ドア扱いとする（2か所）
12	120500	12_熱搬送設備の運転管理	冷水および温水二次ポンプの自動制御設定値の調整	2016年～	冷水二次ポンプ（2系統）および温水二次ポンプ（2系統）の推定末端差圧制御の制御設定値を調整する
13	130100	13_空調機の管理	残業空調延長時の設定温度緩和	2017年～	空調延長時は冷房設定27℃を28℃に緩和する
14	130100	13_空調機の管理	インバータ空調機の制御設定値見直し	2018年～	ホール空調機の周波数上下限值の変更
15	150200	15_照明設備の運用管理	高効率照明への更新(自動調光)	2020年～2027年	自動調光センサーの導入
16	150200	15_照明設備の運用管理	高効率照明への更新(共用部ダウンライトLED)	2020年～2027年	共用部ダウンライトLED化
17	130100	13_空調機の管理	空調機CO2変風量制御の導入	2020年～2027年	
18	160100	16_昇降機の運転管理	エレベータ更新	2020年～2027年	
19					
20					
			(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)		
71					
72					
73					
			【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】		
81					
82					
83					
			【排出量取引の計画及び実施の状況】		
91	180100	18_排出量取引	超過削減量の充当	整理期間	必要に応じて行う
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

本事業場は、竣工後から継続的に環境配慮の取り組みを進めている。

平成23年度の東日本大震災以降大胆に実施された省エネルギー対策を現在もなお可能な限り継続しエネルギー消費を同等レベルに抑えている。

①第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画

文京区環境基本計画の個別計画として位置づけられ、区の実施する全ての事務事業を対象として策定されている。

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年で平成25年度（2013年度）実績に対して原単位15%の削減目標を設定している。本事業所もさらなる二酸化炭素の排出抑制の取り組みを実施している。

②省エネルギー会議

本事業場では関係各所の担当者からなる省エネルギー会議を毎月開催し、エネルギー消費量の増減の共有や省エネ対策（運用対策及び設備導入対策）の策定と実施を行っている。

現状では実施可能な省エネ対策はほぼ実施済みとなっているとともに省エネ運用が定着しており、継続的に機器の運用調整、関係各所への省エネ協力を推進している。

その結果外気温度による空調エネルギーの増減はあるものの、CO2の削減義務率を達成しており良好なエネルギー運用となっている。

第3計画期間においては引き続き運用対策を中心に更なる省エネテーマの策定と実施を行ってゆくが、計測計量の整備によるエネルギー運用状況の詳細把握と省エネテーマの策定についても検討したい。

③シビックセンター大規模改修計画

竣工後27年が経過し大規模改修を行う時期を迎えている。

省エネ・二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の軽減も、大規模改修基本的視点の一つに定められており、機器の劣化による効率低下および建物運用に適応した設備構成を考慮し、省エネ機器や高効率機器への更新をする。

再エネの導入・利用に関する取り組みについて：

令和4年度に再エネ100%電力の調達を検討中。

令和9年以降に大ホール屋根部に太陽光発電システムの設置を検討する予定。